

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 5月 19日

栃木県知事
福田 富一 様

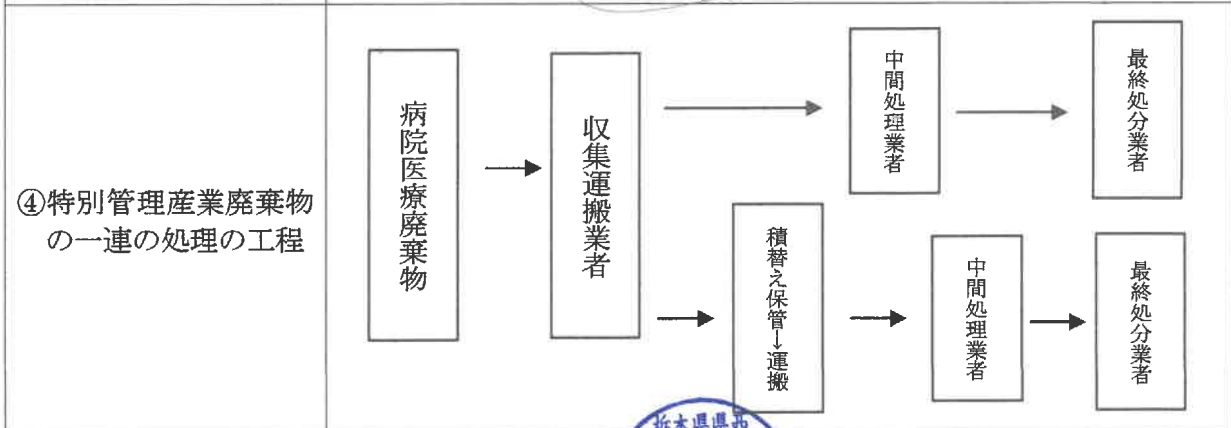
提出者 社団医療法人明倫会 日光野口病院
住 所 栃木県日光市野口445
氏 名 院長 熊谷 安夫
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0288-50-3111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	社団医療法人明倫会 日光野口病院
事業場の所在地	栃木県日光市野口445
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

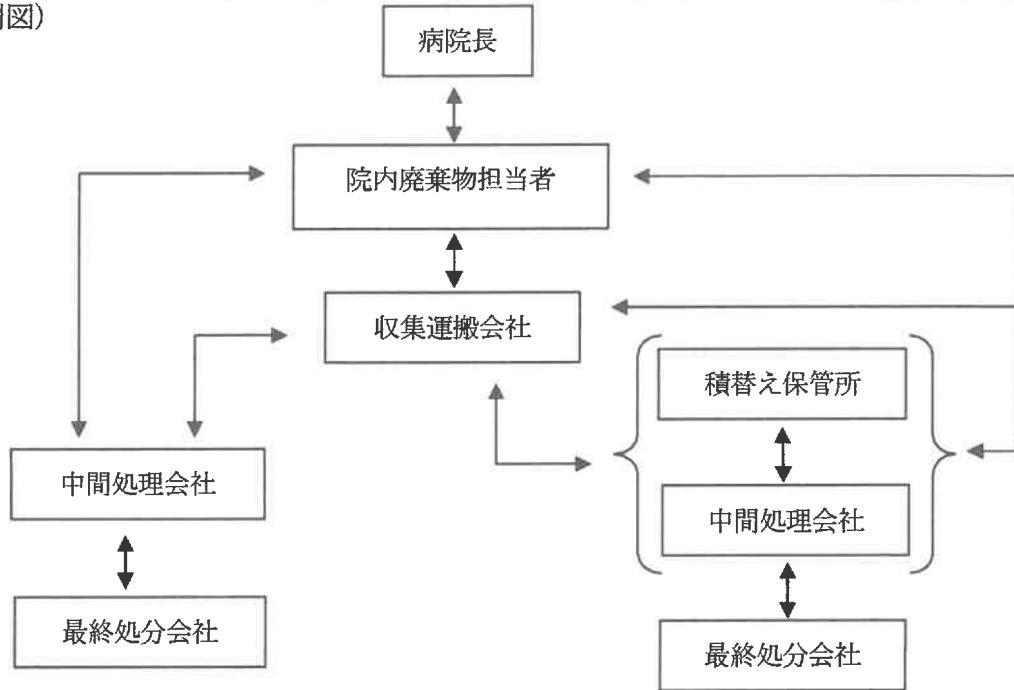
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	病床数 120 床
③従業員数	令和5年 4月 1日現在 174人



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排出量	57.7 t	— t
<p>(これまでに実施した取組)</p> <p>今年も新型コロナ関係の廃棄物が増加したが、早急に収束させることにより感染性廃棄物を抑制させた。併せて通常の廃棄物についても安全面を考慮しつつ、分別の徹底、仕分けを実行し、感染性廃棄物の抑制に努めた。</p>			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排出量	52 t	— t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>感染対策の観点から、例年と比べディスプレイ製品を多く使用しており、大幅な減量化は難しいが、昨年度の取り組みと合わせ、TPOに応じてディスプレイ製品の無駄使いを減らし、廃棄物抑制に取り組む。</p>			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	<p>(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>感染性廃棄物については、鋭利な物や割れやすい物は専用プラスチック容器に、その他の廃棄物については専用段ボールに廃棄する。</p>
②計画	<p>(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>上記分別の周知徹底をさせる。</p>

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 ー 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 ー 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 - 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	全処理委託量	57.7 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	28 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	57.7 t	— t
	(これまでに実施した取組)		
<p>委託業者とは廃棄物の件に関してすぐに連絡が取りあえるよう、連絡体制を構築している。</p> <p>また、委託業者の状況をホームページや産廃ネットで情報を確認し、適切な運用がされているか確認をしている。</p>			

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	— t
	全処理委託量	52 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	25 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	52t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
<p>昨年度同様の取り組みに加え、委託業者や医療従事者との連携を図りながら、廃棄物の適切な排出と抑制をするよう心がけていく。</p>			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ホリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	57.7 t	
	(今後実施する予定の取組) 2020年4月より当該廃棄物は電子マニフェストにて対応済		
※事務処理欄			